○四国地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
四万十市右山字櫻内二〇〇九番から宿毛市平田町戸内字森ヶ池一八五五番まで	前	A 七・一〇～一一〇・一〇	一五・一六四	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C 一〇・一四～二五一・〇〇	一五・一六四	
		A 七・一〇～一一〇・一〇	一五・三六四	
		B・C 一〇・一四～二五一・〇〇	一五・三六四	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○九州地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
鹿児島県曽於郡大崎町神領字濱牧二一三七番一から同町神領字小入枝一〇八二番二まで	前	一三・〇三～三八・一一	一・三七一	
	後	一四・〇〇～三八・一一	一・三七一	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 供用開始の区間　図面縦覧場所

路線名　二百二十号　鹿児島県曽於郡大崎町神領字濱牧二一三三番一から同町神領字小入枝一〇八一番一　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年五月二十九日

○北海道開発局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
名寄市徳田二七八番七から北海道中川郡美深町字敷島四五番六まで	前	B 一三・〇～一四・八	二五・五九七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A 九八・〇～一三・〇	二五・五九七	
	後	B 九九～一四・八	二六二・二七	
		A 九八・〇～一三・〇	二三・一七五	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百七十四号　北海道勇払郡むかわ町穂別稲里五九五番二から同町穂別稲里五九七番二まで　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　令和八年五月二十九日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月二十七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

国家情報会議設置法

議案通知書受領

五月二十七日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

国家情報会議設置法案

質問書転送

五月二十七日次の質問主意書を内閣に転送した。

社会保険労務士に対する不適切対応事案に関する質問主意書

参議院

議案付託

五月二十七日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）　内閣委員会に付託

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二三号）　国土交通委員会に付託

議決通知

五月二十七日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

国家情報会議設置法案

質問主意書提出

五月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。

福岡県議会の海外視察に関する質問主意書（北村晴男提出）（第五一号）

質問主意書転送

五月二十七日次の質問主意書を内閣に転送した。

日本国国章損壊罪の保護法益等に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五〇号）

法律公布奏上及び通知

五月二十七日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

国家情報会議設置法

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　木原　稔

外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（五月二十七日）